

○自治医科大学大学院看護学研究科博士後期課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、自治医科大学大学院学則(昭和53年3月24日制定)第10条の規定に基づき、自治医科大学大学院看護学研究科博士後期課程における授業科目、単位数、履修方法その他について定めるものとする。

(授業科目の履修方法及び授与単位)

第2条 授業科目の履修方法及び授与単位については、別表のとおりとする。

(指導体制)

第3条 主研究指導教員は、学生の研究テーマに即して入学時に決定し、2名の副研究指導教員は、学生及び主研究指導教員との合意により入学後に決定するものとする。

2 学生は、主研究指導教員及び副研究指導教員の指導並びに指示に基づき作成した履修計画に従い授業科目を履修するものとする。

(履修方法)

第4条 学生は、主研究指導教員及び副研究指導教員の指示に基づき、次の各号に掲げる授業科目を履修し、合わせて14単位以上を修得しなければならない。

(1) 専門科目のうち必修科目から10単位及び選択科目から2単位以上

(2) 専門関連科目の選択科目から2単位以上

(教育方法の特例)

第5条 社会人入学者は、夜間その他特定の時間又は時期における授業もしくは研究指導を受けることができる。

(履修計画)

第6条 学生は、毎年度初めに所定の履修計画書(別記様式)を提出しなければならない。

(成績評価)

第7条 成績評価は、原則として学期末に行う。ただし、通年で行われる授業科目の科目責任者は、学年末に行うことができる。

2 病気その他やむを得ない事由により成績評価を受けることができなかつた者は、願出により科目責任者が指定する方法により評価を受けることができる。

3 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語で判定し、優、良、及び可は合格、不可は不合格とし、合格した単位は、取り消すことができない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第26号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第7号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

授業科目の履修方法及び授与単位

科目区分	授業科目名	配当年次	授与単位数		
			必修	選択	自由
専門科目	広域実践看護学特論Ⅰ (ヘルスケアシステム・看護管理研究法)	1 前	2		
	広域実践看護学特論Ⅱ (クリニカルケア研究法)	1 前		2	
	広域実践看護学特論Ⅲ (メンタルヘルスケア研究法)	1 前		2	
	広域実践看護学特論Ⅳ (看護教育研究法)	1 前		2	
	広域実践看護学演習	1 後	2		
	広域実践看護学特別研究Ⅰ	1 通	3		
	広域実践看護学特別研究Ⅱ	2・3 通	3		
	小計(7科目)	-	10	6	0
専門関連科目	地域保健医療研究論	1 後		2	
	異文化精神医療論	1 後		2	
	言語学研究論	1 後		1	
	小計(3科目)	-	0	5	0
合計(10科目)		-	10	11	0

別記様式(第6条関係)

履修計画書

[別紙参照]

年度履修計画書 (博士後期課程)

学籍
番号

氏名

主研究指導
教員氏名

Ⓔ

Ⓔ

履修予定年度		専門科目				専門関連科目			
		履修予定科目名	単位数	必修・選択	単位 修得済	履修予定科目名	単位数	必修・選択	単位 修得済
年度 (入学年度)	前期								
	後期								
	単位数計								
年度	前期								
	後期								
	単位数計								
年度	前期								
	後期								
	単位数計								
年度	前期								
	後期								
	単位数計								
既取得単位数									
単位数合計									
修了要件		12単位以上				2単位以上			

修了要件 合計14単位以上

※入学時に指導を受けて3年間(長期履修制度利用者は標準4年間)で修了するための計画を作成する。

以後毎年度初めに、指導を受け、必要な場合には計画を修正して単位修得済科目は「単位修得済」に○をつけ提出する。

なお、当該年度の計画は履修届とみなす。